

佐世保市地域介護予防活動支援事業



事業の目的は？

住民主体で結成された介護予防に取り組む団体に対し、必要な経費の一部を支援することにより、高齢者の身近なところに介護予防に取り組める場を増やし、介護予防の観点から、社会参加・健康づくり・仲間づくりを行うことで、高齢者の健康の維持増進を図ることを目的としています



対象団体の条件とかあるの？

1. 佐世保市内在住の65歳以上の高齢者5人以上をもって構成されていること
 2. 体操を取り入れた活動を週1回以上行っていること
 3. 地域介護予防活動支援事業と同様の活動を3か月以上継続していること
 4. 自主的・継続的な活動ができること
 5. 地域に対し活動状況の公開や新規会員の受け入れを行うなど、開けた活動ができること
 6. 行政や地域包括支援センターと協働できること
 7. 主たる活動を佐世保市内で行っていること
 8. 同一会計年度内において同様の目的で国、県又は市から別の補助金、負担金の交付を受けていないこと
 9. 営利や宗教活動、政治活動等を目的としていないこと
- 以上が、要件になっています



どういった方が対象なの？

対象者は、65歳以上すべての方が対象です。
サービスを受ける側、提供する側という画一的な関係ではなく、各々が参加者でありスタッフとなる互助の活動です。



どういった事をすればいいの？

介護予防を目的とした活動を、週1回以上の頻度で開催し、活動の中に15分以上の体操が含まれていること。
また、誰でも気軽に参加できる活動としています。





補助対象外団体はどういった団体？

条件さえ満たせば、どの団体でも支援を受けられるわけではありません。

主たる目的は、介護予防活動であり、その目的に賛同する者で構成され活動する団体への支援ですので、以下のような団体においては、そのまま補助対象団体になれるというわけではありません。

1. 老人クラブや地域の福祉団体で構成されるもの
2. サークル活動、同好会、友人同士（内輪）だけのグループと思われるもの
3. スポーツ活動等中心としたもので、技術の向上、大会協議等への参加を目的とするもの
4. 趣味・園芸等の文化活動で、技術向上、大会行事等への参加を目的とするもの
5. 新規の参加者を受け入れないもの



運営費補助はいくら支援されるの？

補助金の補助率は補助対象経費の10分の10以内です。

年上限額は74,000円で、その範囲内において、その年度に必要な額を申請してください。



補助金はどういったものに使えるの？

補助金は、団体を運営するうえで必要な報償費や印刷消耗品費、使用料等に使えます。ただし、人件費や食糧費は対象外となっています。

詳しくは、最寄りの地域包括支援センターもしくは長寿社会課までお尋ねください。

